

吹田市地域医療推進懇談会設置要領

(目的)

第1条 いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上になり、医療と介護を必要とする人が大幅に増加する平成37年(2025年)を見据える中で、本市の地域医療について、その方向性から具体的な取組までの議論を早急に深めていくことの重要性に鑑み、医療提供者等による地域医療の課題や方向性に関し、必要な意見又は助言を得るため、吹田市地域医療推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(意見等を得る事項)

第2条 懇談会において意見等を得る事項は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療推進の環境づくりに関する事項
- (2) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師(薬局)の定着促進に関する事項

(構成)

第3条 懇談会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 医療関係者 9人以内
- (2) 関係行政機関の職員 1人以内

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の任期は、前の委員の任期の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

(臨時委員)

第4条 特別の事項について意見又は助言を得る必要があると市長が認めるときは、懇談会に臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、市長が選任し、当該特別の事項に関する意見聴取等が終了したときに解任するものとする。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、市長が招集する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、懇談会への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康医療部地域医療推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の構成及び運営に関し必要な事項は、健康医療部長が定める。

附 則

この要領は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

吹田市地域医療推進懇談会構成団体

医療関係者	吹田市医師会 吹田市歯科医師会 吹田市薬剤師会 国立循環器病研究センター 大阪大学医学部附属病院 済生会千里病院 済生会吹田病院 市立吹田市民病院 吹田市介護保険事業者連絡会 訪問看護事業者部会
関係行政機関	大阪府吹田保健所